

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。 事務全体の概要は次のとおり。 1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付 2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の收受 3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付 上記の中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり。 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付
③システムの名称	1 軽自動車税システム 2 収納管理システム 3 滞納整理システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー 6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納整理ファイル (4)宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下、「番号法」という。) ・第9条(利用範囲)第1項 ・別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号及び別表 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供ができる根拠】:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表 項番 1.2.3.4.5. 7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173の項 【情報照会ができる根拠】:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)」による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項 別表 項番 48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民課 市民課

①部署	財務部 市民税課、収納課
②所属長の役職名	市民税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 財務部 市民税課 税制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2012 厚木市 財務部 収納課 収納管理係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2020
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書に記載された個人番号のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある個人番号(マイナンバー)申告書の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載(添付)された個人番号(マイナンバー)申告書の廃棄 その他、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 特定個人ファイルごとに、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアルを作成し、事務取扱担当者間で共有。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書は、取扱区域内の施錠可能な書庫に保管。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書を含む収滞納に係る書類の廃棄は、職員が事業者へ直接持ち込み、現地で廃棄処理を確認。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [特に力を入れて行っている]	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [特に力を入れている]	
判断の根拠	特定個人情報(公金受取口座)の利用は、還付請求者がその利用に同意した場合のみ対象者の情報を入手している。特定個人情報の照会(統合端末により行うが、照会作業では個人番号は表示されないため、必要のない情報を閲覧することがない。個人番号を記載する必要がある個人番号(マイナンバー)申告書の用紙は、還付請求用紙を送付する者のうち、死亡した納付義務者の相続人代表者にのみ用紙を同封することから、間違いによる申告書の提出を防ぎ、対象者以外の情報を入手しない措置を講じている。なお、個人番号の登録がない場合、個人番号を統合端末に登録する必要が生じるが、業務担当者以外は個人番号を閲覧及び入力できないよう、アクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民税課、収納課	財務部 市民税課、収納課	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 加藤 広明、収納課長 平井 直木	市民税課長 塩沢 正明、収納課長 前場 和巳	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 ℡046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市財務部市民税課、収納課	厚木市 財務部 市民税課 普通徴収係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2010 厚木市 財務部 収納課 収納管理係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2020	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 塩沢 正明、収納課長 前場 和巳	市民税課長 小瀬村 延勝、収納課長 前場 和巳	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	削除	事後	軽自動車税に関する事務において情報提供は行わず、また、当該根拠は市町村民税に係る情報提供の根拠を削除したにすぎないことから、漏えい等のリスクを低減する変更であり重要な変更には当たらない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 小瀬村 延勝、 収納課長 前場 和巳	市民税課長、収納課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	-	追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	2015/6/1	2020/3/1	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税に関する事務	事後	軽微な修正のみであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。 なお、管理に当たっては、次の事務にて行う。 1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付 2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の収受 3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付	地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。 事務全体の概要は次のとおり。 1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付 2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の収受 3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付 上記の中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり。 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年9月22日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年9月22日	IV リスク対策 8. 監査	実施の有無：自己点検	実施の有無：自己点検、内部監査	事後	内部監査を実施したため。
令和7年3月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び別表第一(16の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下、「番号法」という。) ・第9条(利用範囲)第1項 ・別表の24の項	事後	
令和7年3月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会者の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	①番号法第19条第8号及び別表 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供ができる根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表 項番 1.2.3.4.5. 7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.6 5.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96 .98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.14 0.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161. 163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173の 項 【情報照会ができる根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項 別表 項番 48	事後	
令和7年3月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新様式に伴い新たに記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新様式に伴い新たに記載	事後	